

(議案第6号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

会 長 : ありがとうございます。説明は終わりました。これより発言を許します。ただいま事務局より説明があった議案第6号につきまして、質問及び意見はございませんか。

委 員 : 資料6-4ページにおいて、地区計画設定区域が凸凹になっているが、当該地区計画はどのような単位の集まりなのか。

事 務 局 : 当該エリアは地元で活動されているまちづくり協議会のエリアで、今後も継続して活動をしていただく中で地区まちづくりルールも必要になってくるエリアであることから、コミュニティ単位となっている。

委 員 : (当該地区計画の南東付近に) B地区とC地区の間の広い敷地に、マンションと思われる建物が当該地区計画内外にそれぞれ1棟ずつ建っており、この2棟間で高さ制限や日影規制等に差が生じることになると思われるが、話し合いはされたのか。

事 務 局 : 確かに地区計画内外にそれぞれ共同住宅が建っているが、日影規制に関しては、地区計画内であろうと計画外であろうと差は生じない。当該地区計画において、建築物の高さの最高限度を設けていることから、地区計画内で建築物を建設する場合は高さの最高限度内で建築する必要があるが、日照という意味では、地区計画内であろうと計画外であろうと北側斜線及び日影規制は、同じ規制がかかるものである。

議案第6号(全員異議なしで、原案どおり可決)

以 上